

所管部課	子ども未来部保育課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立保育園設置条例			
	部課機関	子育て支援課、狭山保育園			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 主な改正点 狭山保育園の段階的廃園に伴い、令和5年4月以降、1歳児の受け入れをしないことから、本規則に規定されている定員について、改正するものである。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東大和市狭山保育園段階的廃園ガイドラインに基づく事務の整合が図れる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p> <p>令和3年5月10日 狭山保育園段階的廃園の検討について、方針決定 令和3年5月31日 東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドライン策定 令和3年8月31日 狭山保育園段階的廃園の段階的廃園を進めることについて、意思決定 令和3年9月21日 東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドライン改定</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>毎年4月1日に最小年齢児の定員を改正する必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。